平成25年度公の施設目標管理型評価書

施	Ē	兀 文	名	老人デイナ	サービスセンター中ズ	之口			
管	理	者	名	社会福祉法人	、新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成24年4月1日	~	平成27年3月31日
新	<mark>新潟市主管課</mark> 西蒲区 健康福祉課								
所	右	Έ	地	区 名	西蒲区	住 所	西蒲区福島323番	:地	
根	拠	法	令	老人福祉法					
設	置	条		新潟市老人デイサービスセンター条例					
施	設	概	34	建物構造	4456.38㎡, ・主な施設内用(構成 鉄筋コンクリート造 ^Σ	成施設の内		延床面積	4 0 4. 3 0 m²

施 設 設 置 目 的

老人の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。

管理・運営に関する基本理念,方針等

【基本的理念】

- (1) 老人デイサービスセンターは、要介護状態になった高齢者に対して、自立的生活の助長・利用者の 社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること を目的とした通所施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行う。
- (2) 公の施設であることを認識し、市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行う。
- (3) 効果的・効率的な管理運営を行い、経費の削減に努める。
- (4) 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させる。
- (5) 利用者からの苦情を解決する体制を取り、サービスの向上に努める。
- (6) 近隣住民や他の組織,事業者と良好な関係を維持する。
- (7) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。
- (8) 個人情報の保護の徹底し、その取扱いを適正に行える体制を整える。
- (9) 法令等の遵守。

【基本的法令等】

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- (3)介護保険法(平成9年法律第123号)
- (4) 新潟市老人デイサービスセンター条例 (平成6年新潟市条例第23号)
- (5) 新潟市老人デイサービスセンター条例施行規則(平成6年新潟市規則第38号)
- (6) 新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)
- (7) その他管理運営に適用される法令・規定

平成25年度公の施設目標管理型評価書

視	点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント	
市	民	低所得者対策の実施の有無	社会福祉法人減免事業の実施 の有無	4名実施	Α	適正に実施している。	
		苦情・要望に対する対応	・対応マニュアル等の有無 ・1週間以内に対応	マニュアルあり 苦情には即時対応	Α	マニュアルに基づいて適正 に対応している。	
財	務	※公設民営、介護報酬で運営さ	れているため、委託料なし 				
	務	事件・事故発生時の対応の適 切さ	・対応マニュアル等の有無。 ・避難訓練等の実施年に2回以 上。	マニュアルあり 避難訓練2回実施	В	マニュアルに基づき避難訓 練を7月, 11月に実施して いる。	
		業務仕様書等に定める事項の 遵守	その他業務仕様書等に定める 事項の遵守	マニュアルあり、遵 守している	А	遵守に努めている。	
業		個人情報保護の徹底	・対応マニュアル等の有無。 ・個人情報保護の遵守。	マニュアルあり 研修実施	А	個人情報保護を遵守して いる。職員の研修会を実 施している。	
		管理運営者としての適切さ	行政機関からの指導監査等に おける指摘事項の有無。	文書による監査あり 問題なし	Α	指摘事項なし。	
			国で規定する職員数を配置して			適正な職員数を配置して	
	材	適正な人員配置	いる。 技能・技術を維持向上するため	適正な職員配置	Α	回止な職員数を配置している。 研修会や事例検討会を毎	
		職員の資質向上の取組み	の研修の実施	各種研修の実施 	Α	所修会や事例検討会を毋 月実施している。	
人							

411		_ 	/ 	/	所	_	· ·
2020		=1//	Arth				1
ilves	合	而士·	価		ולח	見	,

[・]利用者の多様な要望に対応し,個別支援及び家族支援への取り組みが積極的になされたことで,利用者の増加や高い稼働率に つながっている。

[・]研修会の他, 毎月事例検討会を実施し, 個別の支援方法等を職員同士で学び合うことで, 職員の資質向上が図られ更なるサービスの向上が期待できる。

[・]環境整備についても適切に行っており、指定管理者として優良と評価できる。